|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 児童手当 | 減額改定・受給事由消滅届 |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 令和　　年　　月　　日 |

（提出先）大　阪　市　長

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受給者 | フリガナ |  | 男 女 | 昭和・平成・西暦  　　　　年　　　月　　　日 |
| 氏　　名 | 必要な公簿を閲覧されることに異議ありません |
| 住　　所 |  | | |
| 電話　　　　　―　　　　　― | | |

減額・受給事由消滅となる原因

|  |  |
| --- | --- |
| 該当する項目にチェックしてください | * ア　日本国内に住所を有しなくなった * イ　大阪市外へ転出した（予定を含む） * ウ　児童と別居するようになった（単身赴任の場合を除く） * エ　未成年後見人でなくなった * オ　父母指定者でなくなった（児童の生計を維持する父母等の帰国） * カ　公務員になった * キ　生計中心者の変更 * ク　児童等について、次の事実が生じた   □　①死亡した  □　②監護しなくなった  □　③生計を同じくしなくなった  □　④生計を維持しなくなった  □　⑤日本国内に住所を有しなくなった（留学を理由とするものを除く）  □　⑥児童の兄姉等の監護相当の世話又は生計費の負担をしなくなった  □　⑦児童自立生活援助を受け、里親等へ委託され、又は児童福祉施設等への入所若しくは入院に至った  □　⑧その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）   * ケ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 上記の原因発生日 | □平成　□令和　　　年　　　月　　　日 |

「イ　大阪市外へ転出した（予定を含む）」を選択した場合、転出先を記載してください。

|  |
| --- |
| 転出先〒　　　― |

「ク　児童等について、次の事実が生じた」を選択した場合、対象となる児童を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  |  | 平成・令和・西暦 |
| 氏　名 |  | 生年月日 | 年　　　月　　　日 |
| フリガナ |  |  | 平成・令和・西暦 |
| 氏　名 |  | 生年月日 | 年　　　月　　　日 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決裁 | 課長 | 課長代理 | 係長 | 担当 | 令和  年　　月　　日 | | | | | | * 改定 * 消滅 | | | 備考 | | | | |
| 改定  消滅  年月 | 令和　　　年　　　月　　　日 | | | 認定番号 |  |  | ― |  |  |  |  |  |  |  | 処理 | 確認 | 入力 | 受付 |

【記入上の注意】

1. 次のような場合、児童手当の減額または受給資格が消滅しますので届出をしてください。
2. 「住所」の欄は、受給者の住民登録の住所を記入してください。
3. 「減額・受給事由消滅理由」の欄は、該当するものをチェックし、「その他」の場合は、その理由を具体的に記入してください。
4. 「事由の発生した年月日」の欄は、減額又は消滅の事由の発生した年月日を記入してください。
5. 受給者が大阪市外へ転出した場合は、転出先住所を記入してください。

【児童手当が減額する場合】

1. 児童が18歳の年度末（３月31日）に達したとき  
   ※全ての児童が18歳の年度末を経過したことにより、児童手当等の受給事由が消滅した場合、この届を提出する必要はありません。
2. 第３子以降の多子加算の対象となる、18歳の年度末を経過した子が、22歳の年度末に達したとき
3. 児童との監護・生計関係がなくなったとき
4. 第３子以降の多子加算の対象となる、18歳の年度末を経過した子との監護相当・生計費の負担をしなくなったとき
5. 児童が日本国内に住所を有しなくなったとき

※留学（３年もしくは４年以内）を理由とするものは除かれます。

1. 児童が児童自立生活援助、委託又は児童福祉施設等へ入所した場合

※児童自立生活援助、委託又は児童福祉施設等への入所が２月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、この届を提出する必要はありません。

【児童手当の受給資格が消滅する場合】

1. 受給者が大阪市外へ転出したとき
2. 児童との監護・生計関係がなくなったとき
3. 未成年後見人でなくなったとき
4. 父母指定者でなくなったとき（父母等の帰国）
5. 受給者が公務員になったとき